

令和 4 年
第 1 回 定例市議会

条例議案等参考

阿久根市

議 案 番 号	件 名	ペ ー ジ
7	阿久根市職員の服務の宣誓に関する条例及び公平委員会委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
8	阿久根市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3
9	阿久根市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	5
1 0	阿久根市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	6
1 1	阿久根市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	8
1 2	阿久根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	1 1
1 3	阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	1 2
1 4	阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	2 3

議案第7号参考 阿久根市職員の服務の宣誓に関する条例及び公平委員会委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 阿久根市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年阿久根市条例第10号）
（第1条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
（職員の服務の宣誓） 第2条 新たに職員となった者は、任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する者については、<u>教育委員会</u>）に_____，別記第1号様式（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条に規定する教育公務員については、別記第2号様式）による<u>宣誓書を提出</u>してからでなければ、その職務を行ってはならない。 2 前項の規定にかかわらず、地震、火災、水害又はこれらに類する緊急の事態に際して必要がある場合は、<u>宣誓書を提出する</u>前においても職員にその職務を行わせることができる。 別記 第1号様式（第2条関係） 宣 誓 書 私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。 私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的に、かつ、能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実、かつ、公正に職務を執行することを固く誓います。 年 月 日 氏名 _____ 第2号様式（第2条関係） 宣 誓 書	（職員の服務の宣誓） 第2条 新たに職員となった者は、任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する者については、<u>教育委員会</u>。以下同じ。）又は任命権者の定める<u>上級の公務員の面前において</u>，別記第1号様式（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条に規定する教育公務員については、別記第2号様式）による<u>宣誓書に署名</u>してからでなければ、その職務を行ってはならない。 2 前項の規定にかかわらず、地震、火災、水害又はこれらに類する緊急の事態に際して必要がある場合は、<u>宣誓を行う</u> _____前においても職員にその職務を行わせることができる。 別記 第1号様式（第2条関係） 宣 誓 書 私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。 私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的に、かつ、能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実、かつ、公正に職務を執行することを固く誓います。 年 月 日 氏名 _____<u>㊞</u> 第2号様式（第2条関係） 宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。 私は、教育を通じて国民全体に奉仕する教育公務員の職務とその特殊性を深く自覚し、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。 年 月 日 氏名 _____	私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。 私は、教育を通じて国民全体に奉仕する教育公務員の職務とその特殊性を深く自覚し、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。 年 月 日 氏名 _____ ㊞
---	---

○ 公平委員会委員の服務の宣誓に関する条例（昭和41年阿久根市条例第36号）
（第2条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第12項において準用する同法第31条の規定に基づき、<u>公平委員会</u>の委員（以下「委員」という。）の服務の宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。 （委員の服務の宣誓） 第2条 新たに委員となった者は、市長に _____，別記様式による<u>宣誓書</u>を提出してからでなければ、その職務を行ってはならない。 <u>別記様式（第2条関係）</u> <u>宣 誓 書</u> 私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、<u>擁護することを固く誓います。</u> 私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的に、かつ、能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実、かつ、公正に職務を執行することを固く誓います。 年 月 日 氏名 _____	（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第12項 _____ の規定に基づき、<u>委員</u> _____ の服務の宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。 （委員の服務の宣誓） 第2条 新たに委員となった者は、<u>市長の面前において</u>，別記様式による<u>宣誓書</u>に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。 <u>別記様式（第2条関係）</u> 私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、<u>擁護することを固く誓います。</u> 私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的に、かつ、能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実、かつ、公正に職務を執行することを固く誓います。

議案第8号参考 阿久根市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 阿久根市職員の育児休業等に関する条例（平成4年阿久根市条例第12号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
（育児休業をすることができない職員） 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) （略） (3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 （削る） <u>(7) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第2条の3第3号及び第2条の4において「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u> <u>(4) 略</u> イ・ウ （略） （部分休業をすることができない職員） 第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 (2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</u>	（育児休業をすることができない職員） 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) （略） (3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 <u>(7) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u> <u>(4) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第2条の3第3号及び第2条の4において「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き</u>採用されないことが明らかでない非常勤職員 <u>(4) 略</u> イ・ウ （略） （部分休業をすることができない職員） 第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 (2) <u>次のいずれにも該当する</u>非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

(削る) (削る) 第20条～第22条 (略) <u>(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)</u> 第23条 <u>任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u> 2 <u>任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</u> <u>(勤務環境の整備に関する措置)</u> 第24条 <u>任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) <u>職員に対する育児休業に係る研修の実施</u> (2) <u>育児休業に関する相談体制の整備</u> (3) <u>その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</u> (委任) 第25条 (略)	ア <u>特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u> イ <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員</u> 第20条～第22条 (略) (新設) (新設) (委任) 第23条 (略)
--	--

議案第9号参考 阿久根市個人情報保護条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 阿久根市個人情報保護条例（平成15年阿久根市条例第32号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
（利用目的の明示） 第4条 実施機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。 (1)・(2) （略） (3) 利用目的を本人に明示することにより、市の機関、国の機関、独立行政法人等（<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。 (4) （略） （適用除外等） 第43条 この条例の規定は、次に掲げる保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）については、適用しない。 (1) 法令の規定により、<u>個人情報の保護に関する法律</u>の規定を適用しないこととされている保有個人情報 (2) （略） 2・3 （略）	（利用目的の明示） 第4条 実施機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。 (1)・(2) （略） (3) 利用目的を本人に明示することにより、市の機関、国の機関、独立行政法人等（<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。 (4) （略） （適用除外等） 第43条 この条例の規定は、次に掲げる保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）については、適用しない。 (1) 法令の規定により、<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）</u>の規定を適用しないこととされている保有個人情報 (2) （略） 2・3 （略）

議案第10号参考 阿久根市印鑑条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 阿久根市印鑑条例（昭和54年阿久根市条例第6号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
（登録証等の効力） 第9条 印鑑の登録の証明を受けようとする者は、登録証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）（以下「登録証等」という。）を提示しない限り、印鑑登録証明書の交付を受けることができない。<u>ただし、第16条第3項の規定により印鑑登録証明書の交付を受ける場合は、この限りでない。</u> （登録証の再交付） 第10条 登録証が著しく汚染又は毀損したときは、登録者又はその代理人が当該登録証を添えて書面により、再交付を市長に申請することができる。 2 （略） （印鑑登録証明書の交付） 第16条 登録者又はその代理人は、登録証等（代理人にあっては登録証に限る。）を添えて書面により、印鑑登録証明書の交付を市長に申請することができる。 2 市長は、前項の申請があったときは、登録証等及び印鑑票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請をした者に印鑑登録証明書を交付するものとする。 3 <u>前2項の規定にかかわらず、登録者は、多機能端末機（本市の電子計算機と通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自ら必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）において、個人番号カード（第9条に規定する個人番号カードであつて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定により利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。）</u>を利用し、必要な事項を入力することにより、印鑑登	（登録証等の効力） 第9条 印鑑の登録の証明を受けようとする者は、登録証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）（以下「登録証等」という。）を提示しない限り、印鑑登録証明書の交付を受けることができない。_____ _____ （登録証の再交付） 第10条 登録証が著しく汚染又は<u>き損</u>したときは、登録者又はその代理人が当該登録証を添えて書面により、再交付を市長に申請することができる。 2 （略） （印鑑登録証明書の交付） 第16条 登録者又はその代理人は、登録証等（代理人にあっては登録証に限る。）を添えて書面により、印鑑登録証明書の交付を市長に申請することができる。 2 市長は、前項の申請があったときは、登録証等及び印鑑票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請をした者に印鑑登録証明書を交付するものとする。 （新設）

<u>録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</u> (印鑑登録証明書交付申請の不受理) 第17条 市長は、<u>前条第1項</u>による申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証明書の交付申請を受理することができない。 (1) (略) (2) 提示された登録証等が著しく汚染又は<u>毀損</u>のため識別が困難であるとき。 (3)・(4) (略)	(印鑑登録証明書交付申請の不受理) 第17条 市長は、<u>前条</u>による申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証明書の交付申請を受理することができない。 (1) (略) (2) 提示された登録証等が著しく汚染又は<u>き損</u>のため識別が困難であるとき。 (3)・(4) (略)
--	---

議案第11号参考 阿久根市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 阿久根市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和48年阿久根市条例第14号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
（定員等） 第2条 団員は基本団員及び機能別団員とし、その定数は次のとおりとする。 （1）基本団員 224人 （2）機能別団員 40人 2 基本団員は機能別団員以外の団員とし、機能別団員は市長が定める特定の消防事務に従事する団員とする。 3 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号。以下「令」という。）第4条第1項第1号の規定に基づき消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、第1項各号の定数の合計数とする。 4 令第4条第3項の規定に基づき消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、第1項第1号に定める定数とする。 第9条 団員（機能別団員を除く。以下この条において同じ。）が10日以上居住地を離れる場合は、団長にあっては市長に、その他の者にあっては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。 （報酬） 第12条 団員の報酬は、年額報酬及び出勤報酬とする。ただし、機能別団員については、年額報酬は支給しない。 2 団員の年額報酬は、次の各号に掲げる階級の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、団員が2つ以上の階級を兼職したときは、そのうちの最上位の階級の年額報酬を支給する。 （1）～（7） （略）	（定員） 第2条 団員の定数は、224人とする。 第9条 団員が 10日以上居住地を離れる場合は、団長にあっては市長に、その他の者にあっては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。 （報酬） 第12条 団員には、次の各号に掲げる階級の区分に応じ、当該各号に定める報酬を支給する。この場合において、団員が2つ以上の階級を兼職したときは、そのうちの最上位の階級の報酬を支給する。 （1）～（7） （略）

3 消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ付積載車を運転する機関員に対する<u>年額報酬</u>は、前項に規定する額に<u>17,500円</u>を加算した額とする。 4 <u>年額報酬</u>は、年度の中途において新たに団員となった者又は退職した者には、日割計算によって支給する。この場合において、その額に円未満の端数を生じたときは、当該端数は四捨五入するものとする。 5 <u>団員が次の各号に掲げる職務に従事した場合は、当該各号に定める額以内の額の出動報酬を支給する。</u> (1) <u>災害</u> 1日につき8,000円 (2) <u>警戒</u> 1日につき4,700円 (3) <u>訓練</u> 1日につき4,700円 6 報酬は、毎年度10月及び4月の2回に分けて支給する。ただし、年度の中途において退職した者には、<u>当該退職した日の属する月の翌月</u>に支給する。 (費用弁償) 第13条 _____<u>団員が公務のため旅行したときは、阿久根市職員等の旅費に関する条例（平成2年阿久根市条例第21号。以下「旅費条例」という。）に規定する職員（市長、副市長及び教育長を除く。）の旅費相当額を費用弁償として支給する。</u> 2 前項の費用弁償は、毎年度10月及び4月の2回に分けて、その前月分までを支給する。ただし、年度の中途において退職した者には、<u>当該退職した日の属する月の翌月</u>に支給する。 3 第1項の費用弁償の支給方法については、旅費条例の規定を準用する。	2 消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ付積載車を運転する機関員に対する<u>報酬</u>は、前項に規定する額に<u>年額17,500円</u>を加算した額とする。 3 <u>報酬</u>は、年度の中途において新たに団員となった者又は退職した者には、日割計算によって支給する。この場合において、その額に円未満の端数を生じたときは、当該端数は四捨五入するものとする。 (新設) 4 報酬は、毎年度10月及び4月の2回に分けて支給する。ただし、年度の中途において退職した者には、<u>その退職した月</u>に支給する。 (費用弁償) 第13条 <u>団員が水火災その他の災害、警戒、訓練等の職務に従事した場合又は消防用務のための会議等に出席した場合においては、1回につき4,700円の費用弁償を支給する。</u> 2 前項の場合を除き、<u>団員が公務のため旅行したときは、阿久根市職員等の旅費に関する条例（平成2年阿久根市条例第21号。以下「旅費条例」という。）に規定する職員（市長、副市長及び教育長を除く。）の旅費相当額を費用弁償として支給する。</u> 3 第1項の費用弁償は、毎年度10月及び4月の2回に分けて、その前月分までを支給する。ただし、年度の中途において退職した者には、<u>その退職した月の翌月</u>に支給する。 4 第2項の費用弁償の支給方法については、旅費条例の規定を準用する。
--	--

○ 阿久根市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年阿久根市条例第39号）

（附則第3項関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
（勤務年数の算定） 第4条 （略） 第4条の2 非常勤消防団員が、次の各号のいずれかに該当するときは、その期間は勤務年数に算入しない。 ① 一定期間勤務しなかったことが明白であるとき。 ② 阿久根市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和48年阿久根市条例第14号）第2条第1項第2号の機能別団員として勤務したとき。	（勤務年数の算定） 第4条 （略） 第4条の2 非常勤消防団員が、一定期間勤務しなかったことが明白である場合にはその期間は勤務年数に算入しない。

議案第12号参考 阿久根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 阿久根市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年阿久根市条例第40号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
（損害補償を受ける権利） 第2条 （略） 第3条 非常勤消防団員は，その身分を失った場合においても，損害補償を受ける権利は変更されることはない。 2 損害補償を受ける権利は，譲り渡し，担保に供し，又は差し押さえることはできない。 _____ _____ _____	（損害補償を受ける権利） 第2条 （略） 第3条 非常勤消防団員は，その身分を失った場合においても，損害補償を受ける権利は変更されることはない。 2 損害補償を受ける権利は，譲り渡し，担保に供し，又は差し押さえることはできない。<u>ただし，傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は，この限りでない。</u>

議案第13号参考 阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 阿久根市国民健康保険税条例（昭和45年阿久根市条例第35号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
（国民健康保険の被保険者に係る <u>基礎課税額</u> の所得割額） 第3条 （略）	（国民健康保険の被保険者に係る_____所得割額） 第3条 （略）
（国民健康保険の被保険者に係る <u>基礎課税額</u> の被保険者均等割額） 第5条 （略）	（国民健康保険の被保険者に係る_____被保険者均等割額） 第5条 （略）
（国民健康保険の被保険者に係る <u>基礎課税額</u> の世帯別平等割額） 第6条 （略）	（国民健康保険の被保険者に係る_____世帯別平等割額） 第6条 （略）
(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合のものに限る。）をいう。次号、第10条及び <u>第26条第1項</u> において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第10条及び <u>第26条第1項</u> において同じ。）以外の世帯 1世帯につき 21,200円	(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合のものに限る。）をいう。次号、第10条及び <u>第26条_____</u> において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第10条及び <u>第26条_____</u> において同じ。）以外の世帯 1世帯につき 21,200円
(2)・(3) （略） （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額） 第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の3.1を乗じて算定する。	(2)・(3) （略） （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額） 第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.8を乗じて算定する。
（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額） 第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>6,100円</u> とす	（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額） 第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>5,900円</u> とす

る。 (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第11条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.0</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第13条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>9,400円</u>とする。 (納税義務の発生、消滅等に伴う賦課) 第18条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額(第26条の規定による減額が行われた場合には、<u>その減額後</u>の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。 2～8 (略) (国民健康保険税の減額) 第26条 (略) (1) <u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に<u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に<u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。))	る。 (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第11条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.7</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第13条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>9,300円</u>とする。 (納税義務の発生、消滅等に伴う賦課) 第18条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額(第26条の規定による減額が行われた場合には、<u>同条</u>の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。 2～8 (略) (国民健康保険税の減額) 第26条 (略) (1) <u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に<u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に<u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。))
---	---

をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者 ア <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</u> 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 21,000円 イ <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア)～(イ) (略) ウ <u>国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額</u> 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,270円 エ <u>国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア)～(ウ) (略) オ 介護納付金課税額の被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,580円 カ (略) (2) <u>法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</u> ア <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</u> 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 15,000円 イ <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア)～(ウ) (略) ウ <u>国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均</u>	をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者 ア <u>基礎課税額</u> の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 21,000円 イ <u>基礎課税額</u> の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア)～(イ) (略) ウ <u>後期高齢者支援金等課税額</u> の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,130円 エ <u>後期高齢者支援金等課税額</u> の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア)～(ウ) (略) オ 介護納付金課税額の被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,510円 カ (略) (2) <u>法第703条の5</u> に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア <u>基礎課税額</u> の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 15,000円 イ <u>基礎課税額</u> の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア)～(ウ) (略) ウ <u>後期高齢者支援金等課税額</u> の被保険者均
--	---

等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>3,050円</u> エ <u>国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額</u>の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア)～(ウ) (略) オ 介護納付金課税額の被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4,700円</u> カ (略) (3) <u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額</u>の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 6,000円 イ <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額</u>の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア)～(ウ) (略) ウ <u>国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額</u>の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1,220円</u> エ <u>国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額</u>の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア)～(ウ) (略) オ 介護納付金課税額の被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1,880円</u> カ (略) <u>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における</u>	等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2,950円</u> エ <u>後期高齢者支援金等課税額</u>の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア)～(ウ) (略) オ 介護納付金課税額の被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4,650円</u> カ (略) (3) <u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア <u>基礎課税額</u>の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 6,000円 イ <u>基礎課税額</u>の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア)～(ウ) (略) ウ <u>後期高齢者支援金等課税額</u>の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1,180円</u> エ <u>後期高齢者支援金等課税額</u>の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア)～(ウ) (略) オ 介護納付金課税額の被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1,860円</u> カ (略) (新設)
---	--

る当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯 25,500円

イ 前項第 2 号アに規定する金額を減額した世帯 22,500円

ウ 前項第 3 号アに規定する金額を減額した世帯 18,000円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 15,000円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号ウに規定する金額を減額した世帯 5,185円

イ 前項第 2 号ウに規定する金額を減額した世帯 4,575円

ウ 前項第 3 号ウに規定する金額を減額した世帯 3,660円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 3,050円

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第27条 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第29条において同じ。）である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第27条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第27条 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第29条において同じ。）である場合における第3条及び前条の 規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第27条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号 中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100

分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。) 及び」とする。

附 則

1 (略)

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第26条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び

分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。) ____」とする。

附 則

1 (略)

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第26条____の規定の適用については、同条中「法第703条の5____」に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5____」に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第26条____中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条____の規定の適用については、第3条第1項中「及び

山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

5 （略）

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金

山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第26条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

5 （略）

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第26条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金

額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第26条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 (先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<u>第26条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、<u>第26条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。 (土地の譲渡等に係る事業所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<u>第26条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、<u>第26条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。 (特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例) 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同	額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第26条</u>____中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 (先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<u>第26条</u>____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、<u>第26条</u>____中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。 (土地の譲渡等に係る事業所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<u>第26条</u>____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、<u>第26条</u>____中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。 (特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例) 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同
---	--

法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第26条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第26条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第26条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第26条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯

法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条_____の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第26条_____において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第26条_____中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条_____の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第26条_____において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第26条_____中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯

所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約

所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条_____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第26条_____中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条_____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第26条_____中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約

適用配当等の額」 とする。	適用配当等の額」 とする。
---------------	---------------

議案第14号参考 阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 阿久根市営住宅条例（平成10年阿久根市条例第9号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後						現 行					
別表（第3条関係）						別表（第3条関係）					
1 市営住宅						1 市営住宅					
番号	名称	位置	構造	戸数	設置の時期	番号	名称	位置	構造	戸数	設置の時期
1～3 （略）						1～3 （略）					
4	槁之浦住宅	脇本502番地2	簡易耐火平家建 (災害)	<u>4</u>	昭和41年3月31日	4	槁之浦住宅	脇本502番地2	簡易耐火平家建 (災害)	<u>8</u>	昭和41年3月31日
(削る)						<u>5</u>	<u>江月鼻住宅</u>	<u>脇本9100番地</u>	<u>木造平家建</u>	<u>1</u>	<u>昭和32年12月10日</u>
<u>5</u> （略）						<u>6</u> （略）					
<u>6～10</u> （略）						<u>7～11</u> （略）					
(削る)						<u>12</u>	<u>桑原城住宅</u>	<u>鶴川内10287番地</u>	<u>木造平家建</u>	<u>1</u>	<u>昭和34年2月23日</u>
<u>11</u> （略）						<u>13</u> （略）					
<u>12～25</u> （略）						<u>14～27</u> （略）					
(削る)						<u>28</u>	<u>丸尾住宅</u>	<u>赤瀬川1106番地</u>	<u>木造平家建</u>	<u>1</u>	<u>昭和34年3月14日</u>
<u>26</u> （略）						<u>29</u> （略）					
<u>27～52</u> （略）						<u>30～55</u> （略）					